

平成21年度 収蔵文書展

明治初期の町村文書

平成22年(2010) 3月26日(金) ~ 6月11日(金)

もんじょかん
広島県立文書館

はじめに

明治維新は、日本の近代化の出発点となった大きな変革である。この変革の中でも、統一的な中央集権国家を創出する上で特に重要な役割を果たしたのが明治四年(一八七〇)に断行された廃藩置県である。これによって、古い藩体制は解体され、新たな行政の仕組みを確立する試みが始まることになった。

当時の記録資料、特に、旧町村役場や町村の役人を勤めた家に伝来した資料を整理していると、当然のことながら、廃藩置県を境に大きな変化が生じているのを見て取ることができる。町村の行政の仕組みが大きく変わると、それに応じて、作成される文書類(言わば、当時の地方行政文書)も、その様相を大きく変化させていった。

今回の展示では、廃藩後の町村統治に関わる文書を取り上げることとした。地方で作られる文書のあり方にも近代化が浸透していった様子を、江戸時代の古文書とは異なるその姿形を通して、御覧いただきたいと思う。

■ 明治初年の布達類の変遷

— 版籍奉還後から大区小区制まで —

版籍奉還の後、藩と呼ばれる支配領域が正式に成立すると、その藩域を統治する行政のしくみにも変化が現れた。

旧広島藩域の場合

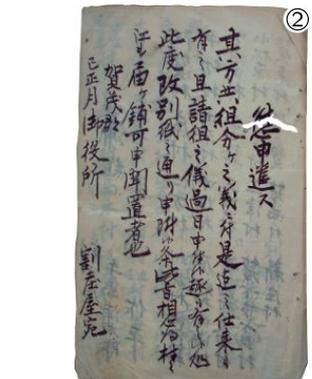
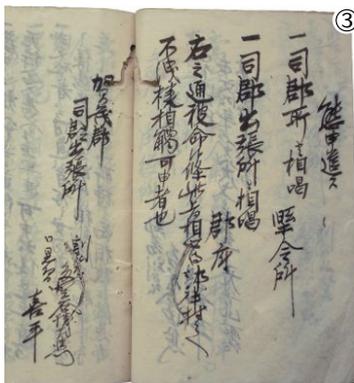
江戸時代までの広島藩の地方統治のしくみは、基本的に、郡役所(割庄屋) 庄屋という形であり、藩の通達や触書は、郡役所から割庄屋へと伝えられ、そこからさらに末端の村へと伝達された。たとえば、写真①がその典型的な例である。

明治初年の広島藩の職制改革により、割庄屋たちが受け取った通達類(下達文書)も、その様相が次第に変化し始めている。

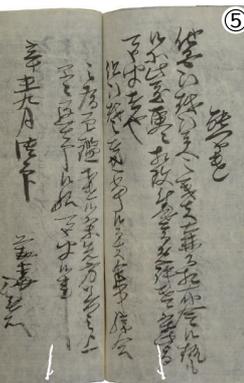
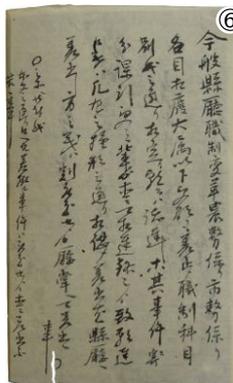
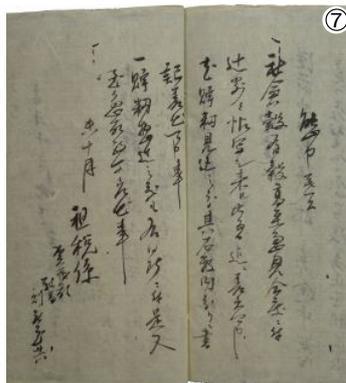
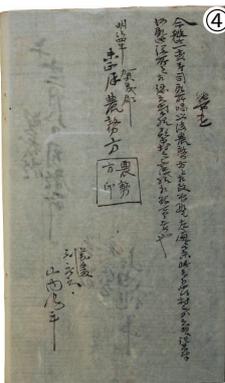
明治三年(一八七〇)の前半頃までは、それまでと同様、割庄屋が受け取る下達文書の差出人は、郡役所の名であったが(写真②)、同年の後半からは、「司郡出張所」と名を変え(写真③)、明治四年(一八七二)からは、「某郡農務方」となり(写真④)、更に、廃藩置県後の明治四年九月頃には、何かの印だけを捺したも



慶応3年(1867)に賀茂郡役所が管内の割庄屋に宛てた通知。6名の割庄屋に回覧されている。(竹内家文書 201)



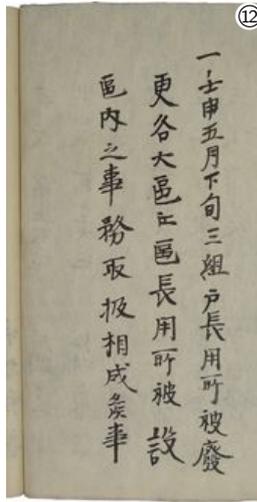
明治2年(1869)に賀茂郡役所が出した触書。江戸時代と全く同じ形式である。(竹内家文書 61)



③~⑦、および次頁⑧は、いずれも明治2~4年の御用留(竹内家文書 61)



旧村役人を廃止した後、郡内の体制をどうするのかを定めた書付。後の大区(=郡)とは異なる大区が一条めで示されている。(平賀家文書 118)



明治5年(1872)に戸長用所が廃止されたことを示す書付(深井家文書 638)

のとなり(写真⑤)、同年十月に、県の職制改革があると(写真⑥)、「広島県庁」、もしくは、その「分科」である「租税係」「戸籍係」などの名で下達文書が出されるようになった(写真⑦)。その形式も、廃藩後の当初は、藩政時代と同様に、一行目に「態申遣又」という決まり文句が使われることもあったようであるが、次第に、それも使われなくなり、いきなり本文から始まる形式に取って代わられていった(写真⑧)。

庄屋制度廃止後の奥布達 明治五年(一八七二)一月、広島県は、それまで地方統治を担ってきた村役人(副庄屋、庄屋等)を廃止し、戸長、少長等の職制を定めた。このとき、戸長は、三(四)区をまとめた大区を受け持つとされており、前年(明治四年)十一月に定められていた県内の区割り(一五八区)に、大小の編制が適用されたことが知られる。また、郡内に郡用所を設け、戸長・戸長副・少長らを交代で詰めさせること、戸長の宅を大区の用所とし、戸長以下の役人らは、通常、ここに出動して大区の事務を取り扱うこととされた(写真⑨)。

このような地方職制の改定とほぼ同時に、県庁の組織も改変され、広島県の管内への通達類は、「広島県庁」または、その分課である「庶務課」「租税課」等を差出名とし、「某郡戸長中」を宛名とする形式へと変化した(写真⑩)。

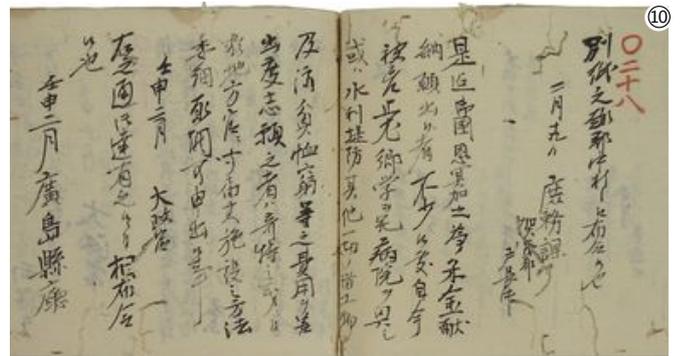
その後、明治五年四月になると、広島県は、管内の大区小区の編制を大幅に改定し、一つの郡を大区とする17の大区を定めた(写真⑪および下表)。

その後、広島県は、地方役人の職制も改定し、大区に区長と戸長、小区に副戸長を置いた。これにあわせ、それまで短い間設けられていた戸長用所を廃止し、各大区に区長用所を設けることにした(写真⑫)。

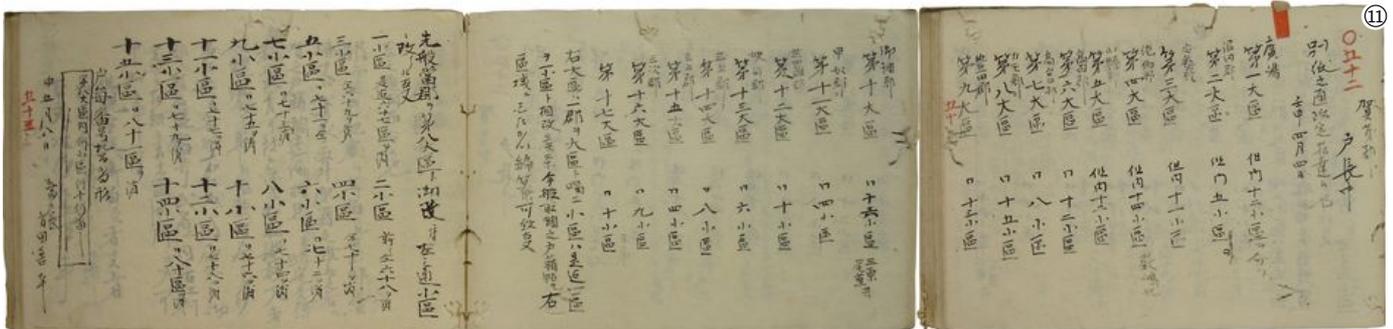
明治5年(1872)4月に定められた広島県の大区

(写真⑪の記載には間違いがある)

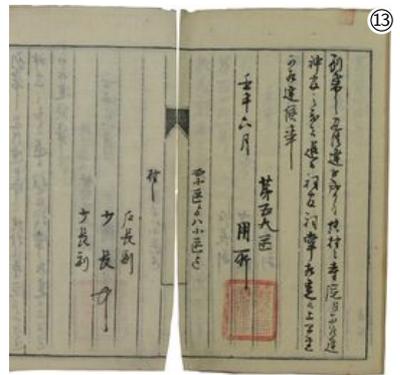
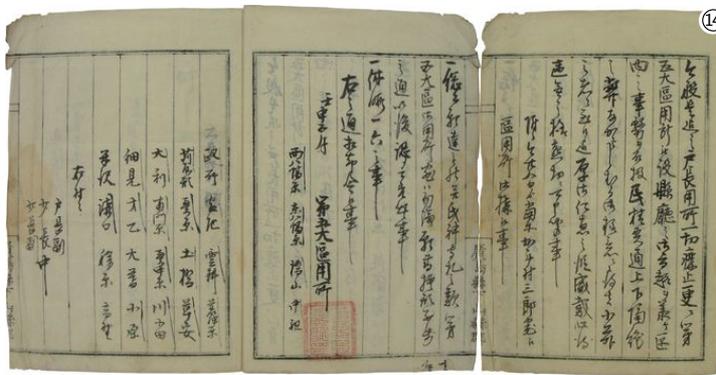
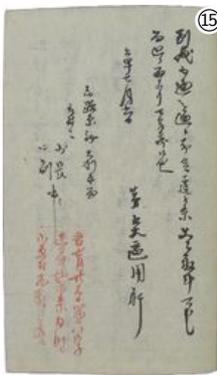
大区	町・郡名	小区数	大区	町・郡名	小区数
第1区	広島	12	第10区	御調郡	16
第2区	沼田郡	5	第11区	甲奴郡	4
第3区	安芸郡	11	第12区	世羅郡	10
第4区	佐伯郡	14	第13区	三谿郡	6
第5区	山県郡	12	第14区	奴可郡	8
第6区	高田郡	12	第15区	三上郡	4
第7区	高宮郡	8	第16区	三次郡	9
第8区	賀茂郡	15	第17区	恵蘇郡	10
第9区	豊田郡	13			



県庁庶務課が布令を賀茂郡の戸長らに伝えた事例(平賀家文書 118)



再編後の広島県内大区編制 (平賀家文書 118)



朱字(色の薄い部分)で、村から村へ申し送りした旨を注記している。

⑬・⑭とも、朱印の捺された大区用所の通達が各村に回覧されている。(⑬~⑮ 芸北町役場文書 1361)

大区小区制下 再編直後の大区小区制下で、広島県庁から出される布達類が大区用所(区長用所)を通して末端の村にどのように届けられたのかを知ることでできる直接的な文書は多くないが、芸北町役場文書に残る「御布令」と題された簿冊には、その数少ない実例が見出せる。

写真⑬によれば、第五大区用所は広島県庁から伝えられた別紙(太政官布告)を管下の五小区から八小区までの「村々戸長副・少長・同副中」に宛てている。第五大区(「山県郡」)は十二の小区に分かれているので、おそらく、大区用所は、管内(山県郡内)を便宜的に三区分し、それぞれにこの布告を伝達したものである。この大区用所からの通達が宛先の「村々」の役人に届くには、回覧という形をとったらしい。写真⑭には五小区・六小区の村名が列挙され、回覧した村には印が付けられている。写真⑮には、朱字で村から村へ申し送りされた旨が注記されている。役所や役職の名は異なっているが、このような順達回覧という形でのやり方は、藩政時代に郡役所から割庄屋たちに宛てて出された触書類の伝達方法と変わらない。

この後、広島県の地方職制は短い期間に頻繁に変わっていく。明治五年八月には、村に置かれた少長を廃止し、代わりに用係を置くこととした。この用係もまた、一年で廃止されることになるが、その間、末端の村への通達は、大区の役人(区長・戸長)あるいは小区の役人(副戸長)から村々の用係へと伝えられた(写真⑯~⑰)。

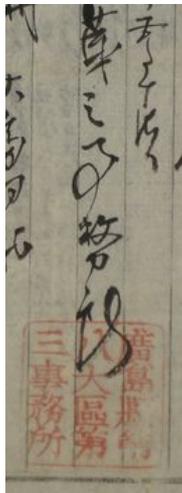
明治六年(一八七三)一月、それまで設けられていた大区用所が廃止され、同年八月には、用係が廃止されると同時に、大区小区の役職も改変され、大区には廃止された用所に代わって大区会議所が設けられたらしい。この改変後は、末端の村の行政事務は、小区に複数名置かれた戸長が取り扱うこととなった。翌七年三月には、一時期廃止されていた副戸長が復活し、小区内各村の行政事務を受け持つようになるとともに、小区をいくつか連合して事務所を設けた。

以後、職制・役職名に改変は何度かあったが、明治十一年(一八七八)七月に大区小区制が廃止され、郡区町村編制法が施行されるまでは、大区会議所、小区事務所という体制が継続し、これらの役所を通して末端の村には県の布達類が届けられていた(写真⑱)。

この時期の大区や小区事務所では、発給する文書に、それぞれの公印を捺していることが多いが、その印の作り方には、特に決まりがあったわけではないらしく、様々な意匠のものがある。大抵は、今でも役所の公印にありそうな角印であるが、中にはアルファベットを使った洒落たものもある。



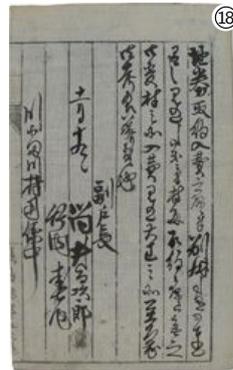
第五大区(山県郡)の用所印



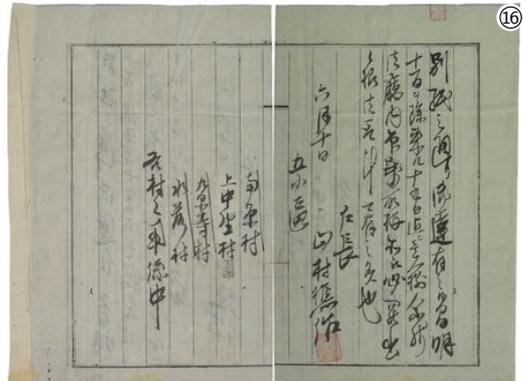
第八大区(賀茂郡)第三事務所の印



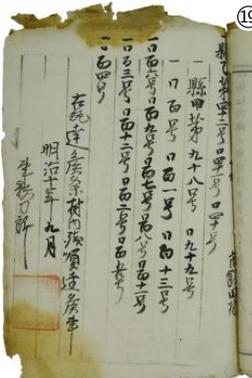
第八大区第三小区の印「JIMU-ATSKAI-TOKORO」とある



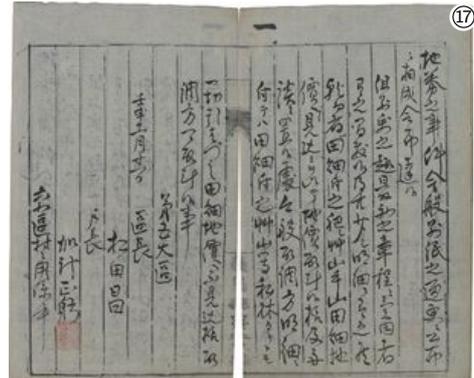
副戸長から村の用係へ (芸北町役場文書 1481)



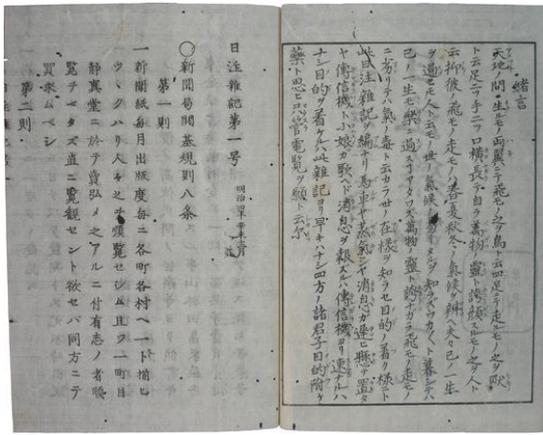
戸長から各村用係へ (永井家文書 108-4)



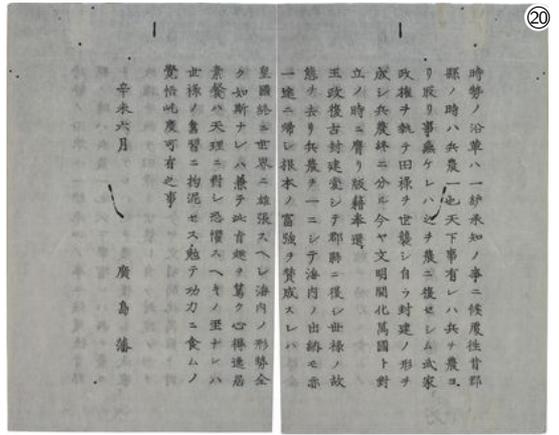
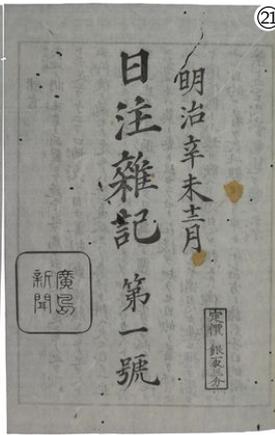
小区事務所が管内の村(賀茂郡市飯田村)へ県の布達類を届けた文書 (市飯田区有文書 440)



区長・戸長から各村用係へ (芸北町役場文書 1481)



表紙見返しの緒言は整版であるが、本文は木活字を使用した印刷である。(福原家文書 1587)



廃藩置県の少し前に広島藩が出した触書(福原家文書 1587)

布達類の印刷 地方行政制度(および国家体制)の変革・改変により、明治初期の布達類は、江戸時代の触書から、その形式を大きく変化させていくが、もうひとつ、重要な変化として、「印刷」という手法が登場したことを挙げなければならない。

木活字印刷 印刷技術そのものは古くからあり、江戸時代には木版印刷が盛んに行なわれたが、藩が触書類を通達する場合、それを刷り物にして領内の各村に配付するようなことはなかった。

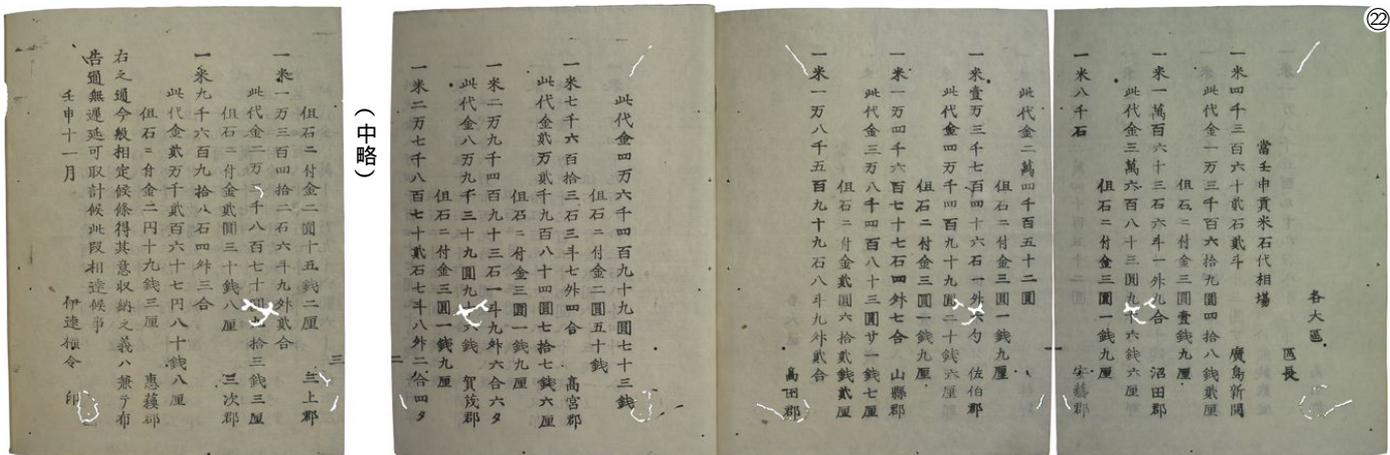
広島県の場合、明治四年(一八七二)の後半になって、布達類に印刷されたものが現れ始める。これは整版(一枚の板木に文章を彫って刷る、いわゆる木版印刷)ではなく、木活字(木製活字)を使った手刷り印刷である。*確認できる最も古い日付の木活字印刷の布達は、明治四年六月の広島藩のもの(写真②)であるが、廃藩以前の日付をもつもので木活字印刷された布告類の実例はあまり多くない。

*ただし、部分的には整版も使われており、中には整版か木活字か判別しがたいものもある。

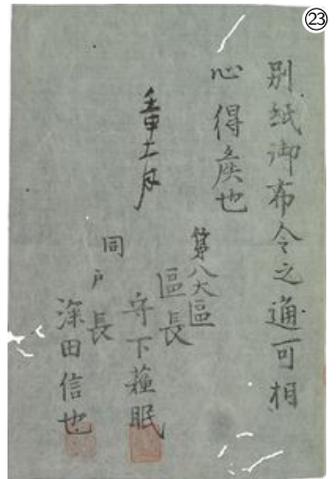
管内へ諸事項を伝えるのに、この木活字印刷が本格的に使用され始めるのは、廃藩置県後である。ただ、末端の町村に残された文書類を見る限り、少なくとも明治五年(一八七二)の末頃までは、広島県から出される通常の布令・通達が、印刷物となって町村役人の手元に配付されていた形跡は乏しいようである。明治五年の日付を持つ印刷物で、各町村の役人へ一部ずつ行き渡ったものは、太政官布告や比較的大きな制度・規則の改廃創設、特別な案件にかかるものなどに限られていたように見える。たとえば、広島県職制科目、戸籍布令、鉄砲取締規則、出版条例、博覧会票告などである。それら以外の県の日常的な布達類は、まだ大区の役人から手書きのものが小区内の各村へ順達回覧されていたようである。

広島県からの伝達内容が印刷物となって末端の町村に届いた早い例としては、布達そのものではないが、「日注雑記」という新聞がある(写真③)。これは、明治四年十二月、広島藩の儒者だった山田養吉(十竹)が広島県の新聞局において発刊したもので、実物の残存例は多くないが、明治初期に村の役人を勤めていた家に伝来しているものが複数例あり、広島県管内の各町村に配付されていたものと思われる。この「日注雑記」は、新聞とはいえないながら、県の公報的性格を強く持っていたと考えられている。実際、その本文は、この後に県から多数出される布達類と同じ木製の活字で印刷されていて、刷り物としての見た目がよく似ている。

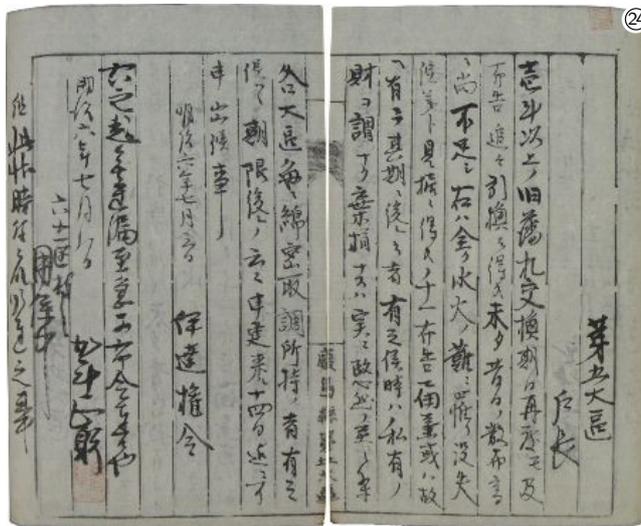
ここで使用されている木活字は楷書体をしており、その大きさは「日注雑記」では二号活字程度である。後に現われる県の木活



「壬申貢米石代相場」。先頭に③(次頁)の紙が貼られている。(福原家文書 980)



②に貼られている紙



末尾(欄外)に各村に順達すべき指示が書き込まれている。(芸北町役場文書 1252)

字布達類も、多くはこれと同じ文字を使用している。明治初年の各府県から出された布達類には、楷書体の木活字で刷られたものがある。中には、広島県で使われているものと似た書体のものが見られる。なお、広島県の布達類の中には、同じ書風でより大きな文字(初号よりは小さく40ボ程度)で刷られたものが、時折、現われる。これについては、整版に見えるものもあって、印刷手法については判別しがたいところもある。

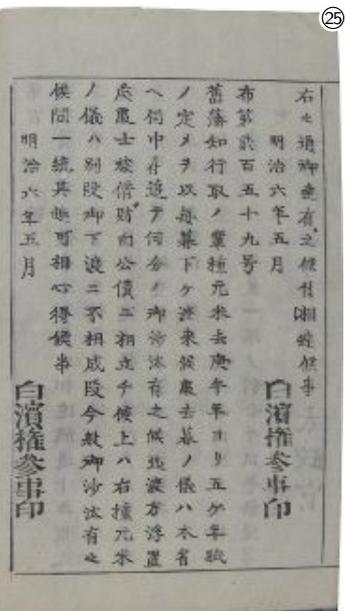
末端の町村役人が、木活字で印刷された県の通達類を受け取ったことが明らか古い例としては、明治五年(一八七〇)十一月、伊達権令から各大区区长宛てに出された「当壬申貢米石代相場」と題された通達である(写真②)。この先頭には写真③のような紙が一枚貼り付けられており、第八大区の役人(区长・戸長)が、この木活字印刷物そのものを管下の役人に伝達したことを示している。この史料の裏表紙には「小区用係 福原保定」とあり、区长・戸長からこれを受け取ったのが、各小区内で村を受け持っていた用係であることが知られる。この貼り付けられた区长・戸長の通知書もまた刷り物であり(ただし木活字ではない)、一通の布令を管下の村に回覧させた訳ではないことは明らかである。

これ以降(特に明治六年(一八七二)になってからは、県が出す布達類は、たとえば、写真④で戸長加計正躬が六小区の村々用係に対し、「此状時付ヲ以順達之事」と指示しているように、手書きの写しを各村に回覧させる方法を一方で残しつつも、木活字印刷物(写真⑤)の配付が主流になっていった。それらの布達類は、用係や戸長など、末端の町村や小区の事務を取り扱う役人たちの手で、必要に応じて編綴されていた(写真⑥と⑦は同一の簿冊に綴られている)。活版印刷の登場 広島県の布達類を木活字印刷物にして配付することは、特に明治六年以降、盛んに行なわれていたが、やがて、金属活字を使った印刷(活版印刷)が登場する。

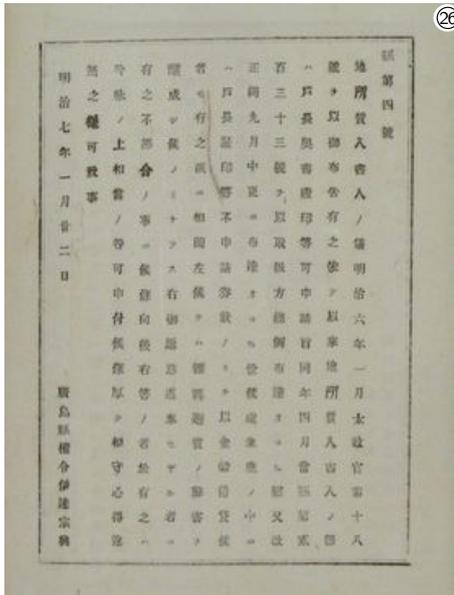
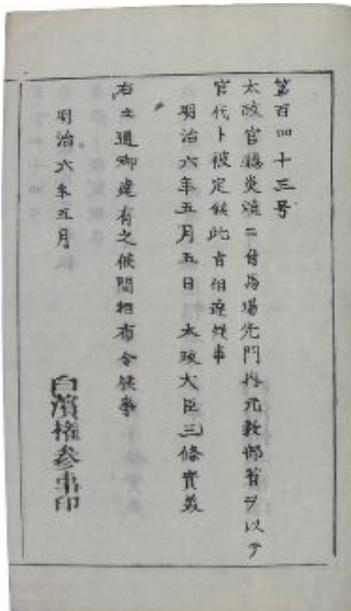
近世初期のキリシタン版の時代を除けば、わが国で西洋式活版印刷が始まるのは、幕末から明治初期のことである。

前述のとおり、広島県での布達類の印刷は、最初は木活字を使ったものであったが、やがて活版印刷技術が導入される。現在、残されている明治初期の史料を見ると、大体、明治七年(一八七四)の初め頃から活版印刷を利用した布達が現われ始める(写真⑧)。

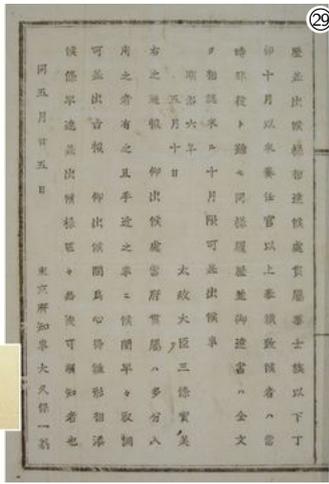
* 広島県印刷史(昭和60年)は、「広島で鉛版活字とハンド印刷機を使用し始めたのは明治六〜七年頃からであった」としている。しかし、すぐに木活字印刷が活版に取って代わられたわけではなく、この後、しばらくは両者が並存する時期が続いている。旧



(芸北町役場文書 1252)



広島県布達の初期の活版印刷。写真ではわかりにくいですが、あきらかに別の稚拙な文字がいくつか混在している。(芸北町役場文書 1393)



東京府の布達とその文字
(小野友五郎家文書 936)



4号活字で刷られた広島県布達
(市飯田区有文書 440)



薄い部分は朱字の活版印刷で、大きい文字は木活字である。
(平賀家文書 1251)

この七郡のうち甲奴郡を除いた備後六郡が広島県に編入されるまでに属した県名とその管轄範囲は何度か変遷している。その詳細は煩雑なので下表に任せ、細かいところを除いて面積の大きい範囲の名称だけを順に並べれば、福山県→深津県→小田県→岡山県(→広島県)となる。ごく大雑把に言って、それぞれの県の管轄領域は、旧福山藩領(福山県)、備後六郡と備中一円(深津県・小田県)、備後六郡と備中備前(岡山県)、となる。現在の広島県は、この岡山県から備後六郡を分離編入して成立したものである。

備後六郡の大区小区制と布達類の伝達 福山藩の地方行政制度の変革は、廃藩置県の直前に始まっている。明治四年(一八七二)七月、福山藩では旧来の村役人制度を廃止するとともに、領内に大区小区制を敷いている。これは、郡を大区とし、その中にいくつかの小区を設けるといふもので、廃藩前にこのような措置を行なった例は全国的にも少ないと言われている。小区には戸長・副役が置かれ、戸籍編制事務のほか、従前の村役人が果たしていた勤め

また、府県によって布達類の活版印刷の様子が異なっており、たとえば東京府では、明朝体ではなく、楷書体活字が使われていた(写真⑳)。

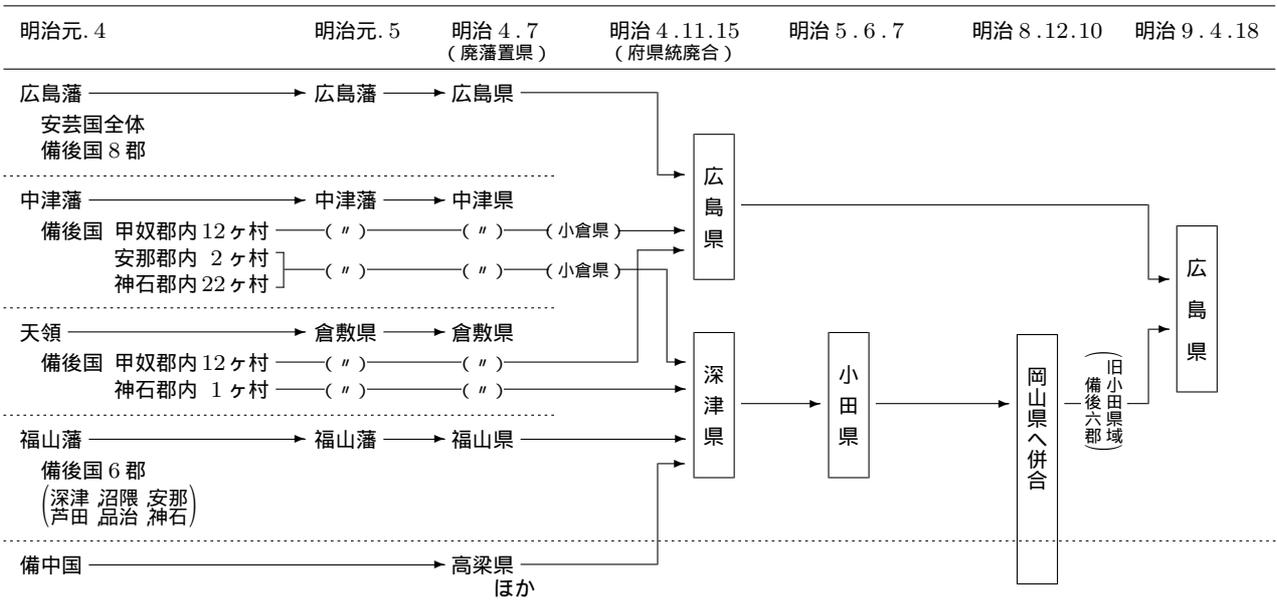
旧福山藩域ほかの場合
廃藩置県が行なわれた直後は、府県の数が今よりもずっと多く、領域等も錯雑していたが、次第に合併(あるいは分離)を繰り返して整理されていった。広島県の領域も当初と今とは異なっており、もと福山藩領、天領、中津藩領だった備後国の東南部七郡(神石、安那、芦田、深津、沼隈、品治、甲奴)が、すべて広島県に組み入れられて現在の広島県の領域が最終的に確定するのは明治九年(一八七六)四月のことである。

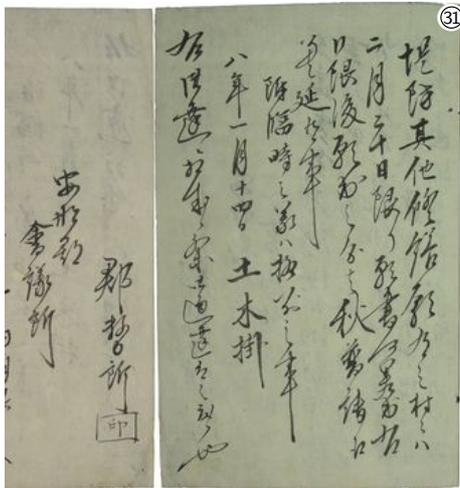
始めのうち、この活版印刷に使われていたのは、五号の明朝体活字である。これは、長崎新塾出張活版製造所(後の東京築地活版製造所)のものなのであるが、ところどころに明らかに違う文字が使われていたりする。のち、明治九年末頃から、使用される明朝体活字が五号から四号へと変更されている(写真㉑)。

また、府県によって布達類の活版印刷の様子が異なっており、たとえば東京府では、明朝体ではなく、楷書体活字が使われていた(写真㉒)。

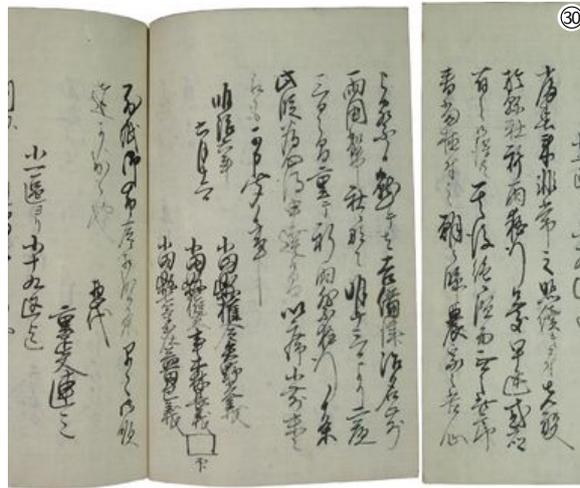
旧福山藩域ほかの場合
廃藩置県が行なわれた直後は、府県の数が今よりもずっと多く、領域等も錯雑していたが、次第に合併(あるいは分離)を繰り返して整理されていった。広島県の領域も当初と今とは異なっており、もと福山藩領、天領、中津藩領だった備後国の東南部七郡(神石、安那、芦田、深津、沼隈、品治、甲奴)が、すべて広島県に組み入れられて現在の広島県の領域が最終的に確定するのは明治九年(一八七六)四月のことである。

広島県の成立





郡務所が県庁土木掛の発給文書を大区（安那郡）の会議所に伝達している。（山野村役場文書 125）



安那郡の戸長から選ばれた惣代が管内の小区に県の布令を伝達している。（山野村役場文書 140）

も彼らの役目とされた。

このような領内統治の体制は、廃藩置県後も基本的に継続しており、小区の戸長たちのもとには、県庁からの布達類が次々に届けられることになった。それらの布達は、上に大区がある以上、その役人（大抵は区長）を通じて送達されるのが普通であるが、福山県・深津県では区長が置かれず、小田県でも、しばらく（明治七年の前半まで）は同様だったらしく、代わりに戸長たちから選ばれた大区惣代が交代で県庁に詰め、彼らの名前で小区の戸長らに県の指令が伝達されたり布達類が届けられたりしている（写真⑳）。

明治七年（一八七四）七月になって、小田県はようやく各大区に正副区長を設置し、大区小区制の体裁が整った。この体制は、県庁下に郡務所、大区に会議所、小区に事務所（事務取扱所）という形で組織化されており、以後、広島県に編入されるまで、県（小田県・岡山県）の指令・布達類が末端の村に届けられる際の文書には、それらの名称がしばしば現われている（写真㉑）。

旧小田県域での布達の印刷 広島県と同じく、小田県域でも布達類の印刷が明治初年から行なわれていたことは、残された資料から容易に知りうる。その手法は、はじめは木製の活字を使用し、やがて活版へと移行しており、この点もやはり広島県と同じである。

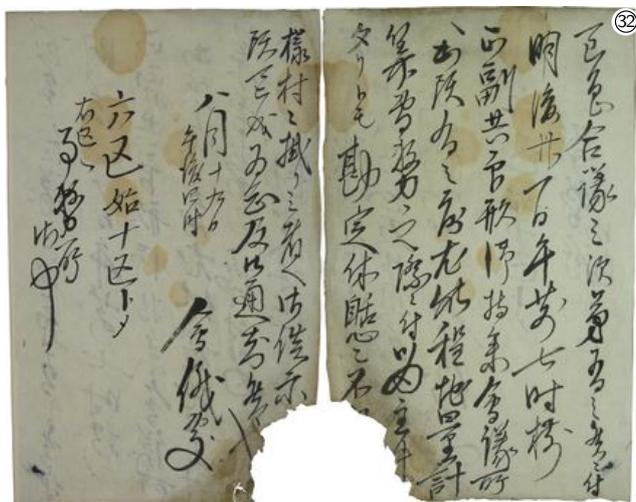
木活字印刷 旧小田県域で出された布達類のうち、最も古い日付の木活字印刷物は、明治四年（一八七〇）九月、廃藩後に起こった大一揆の際に出された布告である（写真㉒）。ただし、これが記された日付その時に刷られたものであるかどうかは不明である。

県からの布達類に木活字が本格的に使用され始めるのは明治五年（一八七二）の半ば頃以降のことらしい。当館に寄託されている深安郡山野村役場文書に残された資料を見ると、木活字印刷は深津県時代に若干見え始め、小田県と改称後、本格的に使用され始めたもののようである（写真㉓）。

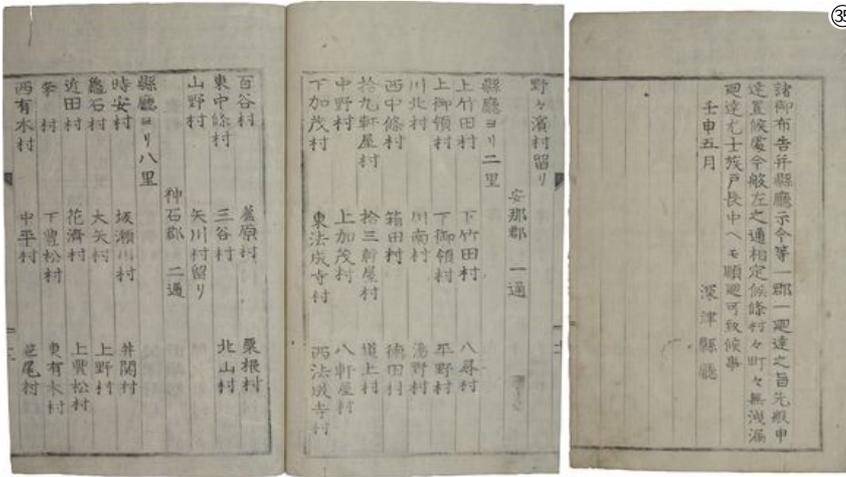
ただし、印刷物になったとは言っても、常にそれが末端の行政区画に一通ずつ配付されるようになった訳ではないらしい。明治五年（一八七二）五月に深津県庁から出された通達によると、布告や県庁の示令は一郡につき一通か二通を廻達させる旨が示されている（次頁写真㉔）。つまり、布達類は、村はもとよりその上の小区に対しても順達回覧という形で伝達されているのである。このような方式は、その後も続いていったようで、たとえば、明治八年（一八七五）三月でも大区会議所（一郡を管轄する）は管内の各小区に対し、県からの通達を伝達するにあたって、「区々御写取至急御順達有之候也」と述べている例がある（写真㉕）。



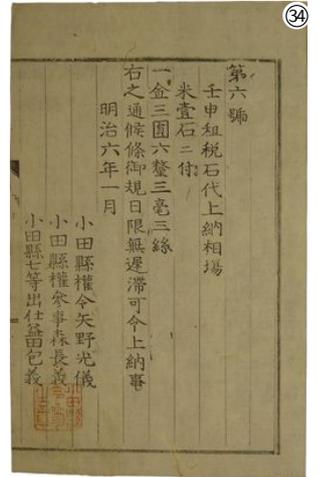
大一揆の際に出された布告。ルビつきの木活字が部分的に使用されている。（山野村役場文書 142）



大区会議所が管内の小区事務所（6区から10区まで）に宛てた通知。（山野村役場文書 144）



郡により県の布達を1通回覧させるか2通回覧させるかを定めている。
(山野村役場文書 135)



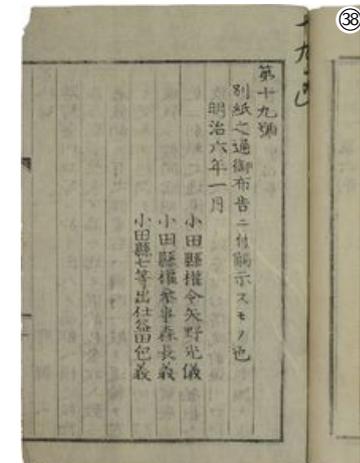
小田県の木活字布告。
(山野村役場文書 147)

しかし、一方で、印刷された布告が各小区へ一部(あるいは二部)ずつ配付されている事例も確認できる。たとえば、明治六年(一八七三)五月、安那郡惣代の藤井平太が、郡内の各小区正副戸長に宛てて五種類の「活字御布告」を一部(もしくは二部)ずつ送付しているという例がある(写真②)。この「活字」は時期的に見て、木活字と見て間違いのないだろう。また、惣代藤井は、それらを送付するに当たり、「例之通御受取可被成候也」と書き添えており、各小区への(順達回覧ではない)配付がごく普通に行なわれていたことが明らかである。実際に山野村役場文書の中に残された木活字印刷の小田県布達類を見ると、端に「十九区」と書き込まれたものがあり(写真③)、それらが各小区あてに配付されていたことを示している(山野村は安那郡の十九小区に属していた)。

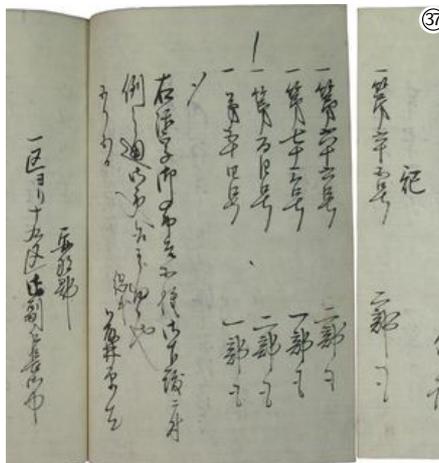
印刷という手法の登場が、このような各小区への配付を可能にしたことは明らかであるが、上記のように、明治五年に深津県庁が定めた「一郡一廻達」という方式も、しばらくは並存しており、県名や県域が安定しないこの時期の県政の混沌とした状況を表している。

小田県布達に現われる木活字は広島県と同じく楷書体である(もちろん、広島県が使用したものとは明らかに異なる)。一文字一文字を見ると活字としての出来栄は決して上等とは言えないが、文章を組んで刷ったときの全体を見た印象で言うと、素朴ではあるものの素直で読みやすい書体である。小田県布達以外では、窪田家文書(広島県立歴史博物館所蔵)にある「報国両替社巨意」が同じ文字で印刷されており、また、『日本書誌学大系61近世活字版図録』には、これらと同じ系統と思われる木活字を使用しているものが二点見出せる。ただ、残念ながらそれらの出所は明らかでなく、これらの木活字の供給元や使用された範囲を知ることができない。

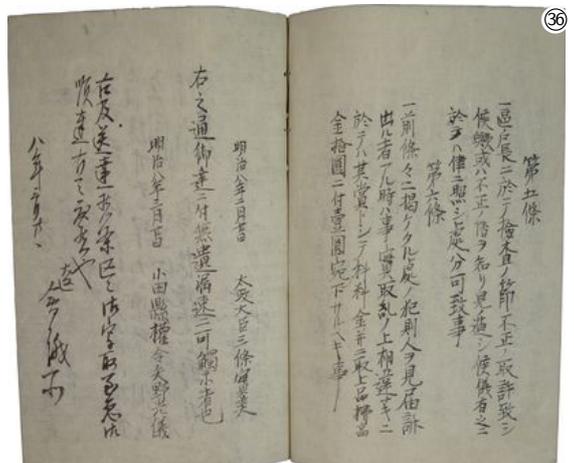
「二九」金札引換公債證書発行條例、七一八「養生論」。いずれも一〇行、二〇字、有界であり、この点も小田県布達と同様である。



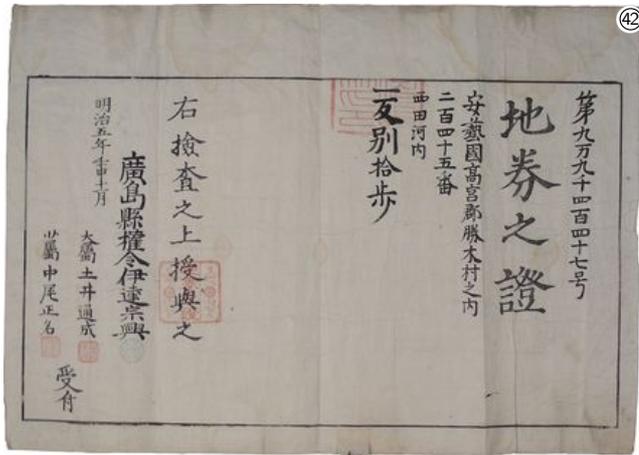
配付先の小区が書き込まれた木活字布達。
(山野村役場文書 156)



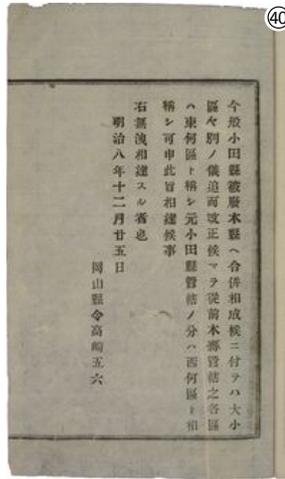
活字布告を惣代が各区へ送付している。
(山野村役場文書 140)



末尾部分で、各区が写し取り順達すべき旨が指示されている。
(山野村役場文書 125)



壬申地券の残存例。
(重川家文書 137)



小田田の合併を伝える岡山県通達。
(山野村役場文書 160)



変体仮名まじりの小田田の初期活版印刷布令とその文字。
(山野村役場文書 152)

に見える。以後、小田田時代はもちろん、明治八年(一八七五)十二月に岡山県に合併したあとも、同種類の明朝体金属活字で布達が刷られ続けていった(写真④)。

念のために言えば、手書きの文書は、また別である。おそらく、活版印刷が始まって、適宜、手書き文書が(必ずしも個別の通知文だけでなく)県庁から管内全体へ発給されていたものと思われる。たとえば、前掲写真③のように、小田田では明治八年の段階でも、一郡内で順達回覧をさせている例がある(未端の小区には、もちろん写しが残る)。活版印刷という手法が使われたとすれば、一郡につき一通というのは、かつて定めた規定とは言え、いささか不自然である。

なお、活版印刷が始まった当初の小田田布達は、漢字と変体仮名を含む平仮名で印刷されている(写真⑤)。これは、当時の府県の布達類としては、おそらく珍しいものではあるまいか。大抵は漢字と片仮名が使われており、実際、小田田でも木活字時代には漢字片仮名交じりである。活版印刷になったからといって、平仮名交じりにすべき理由は特に思い浮かばない。実際、その当時でも変則的と見られたであろうか、この平仮名使用の時期は三月月で終わり、明治七年(一八七四)四月以降は、再び漢字片仮名交じりの布達に戻っている。

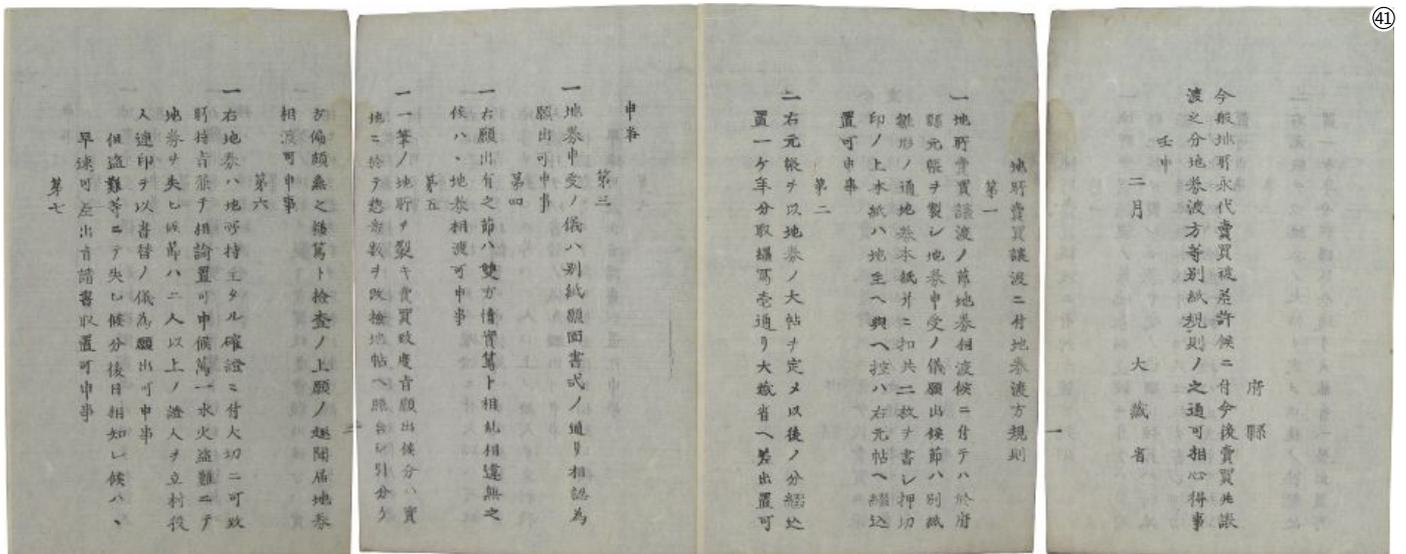
小田田(および後の岡山県)で布達類に使用されたのは、四号大明朝体活字であるが、これは、広島県で使用された長崎新塾出張活版製造所の明朝体とは系統が異なるようであり、たとえば、権令の「令」などは、明朝体のデザインとしては特異な形をしている。

■ 土地と租税の制度改革——地租改正まで——

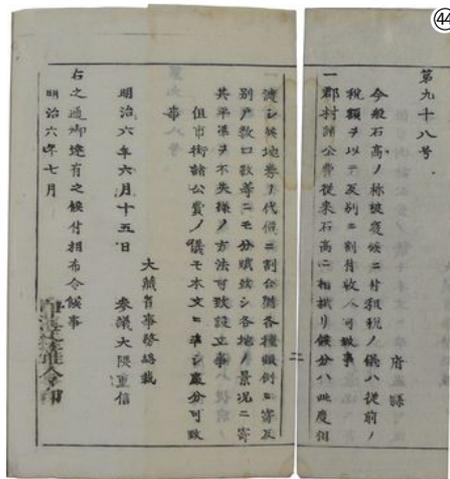
明治四年(一八七二)に廃藩置県を断行した明治政府は、江戸時代以来の古い土地制度・租税制度の変革に乗り出し、統一的な国家体制の基礎を築こうとしていた。

壬申地券と石高制の廃止 明治五年(一八七二)三月、大蔵省は、売買もしくは譲渡された土地に地券を発行するよう全国の府県に命じ、その「地券渡方規則」を定めた(写真⑥)。後に、この地券はすべての土地に発行することになった。このとき発行された地券は、明治五年の干支をとって「壬申地券」と呼ばれている。

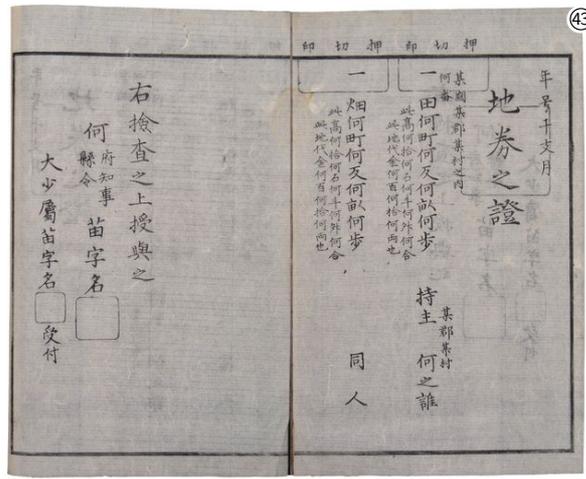
この地券は、「地券渡方規則」に「右地券八地所持主タル確証二付大切二可致所持旨兼テ相論置可申候」とあるように、土地所有の



大蔵省の通達と「地券渡方規則」の冒頭部分 (芸北町役場文書 1481)



石高制廃止を受けて出された大蔵省通達。
(芸北町役場文書 1481)



大蔵省から示された地券の雛形 (芸北町役場文書 1481)

証券としての意味を持っていた。しかし、府県によって発行の度合いに違いがあつて、中にはほとんど発行されなかつた県もあつたとされている。

広島県と小田県の場合は、どちらも発行は順調に行なわれていたが、壬申地券そのものの現存例は極めて少ない。これは、この地券が後の地租改正の際に発行された改正地券と交換されていき、土地所有者の手元には残らないのが普通だったからである。数少ない現存の壬申地券は、たとえば、前頁写真(42)のようなものである。壬申地券は、土地の永代売買を自由にしたことも含め、新たな土地制度への変革の一步であつたが、示された雛形(写真(43))には、田畑の石高が記載されており、江戸時代以来の古い石高制はそのままに残されていた。これに対し、明治六年(一八七三)六月、政府は石高の廃止を布告し、反別(面積)をもつて換用することとした。大蔵省はこれを受けて、従前の租税額を反別に割り付けるよう、各府県に命じたが(写真(44))、一つの法令で旧来のやり方を改変することは、そもそも無理があつた。たとえば、明治六年九月二十三日、広島県の伊達権令は、管内の大区区长に宛てた布達の中で、「突然反別(面積)に賦課せよと言われても、紛らわしく事務が延滞する」と述べ、「本年は、仮に石高を用い、今までどおりに賦課をせよ」と命じている(写真(45))。

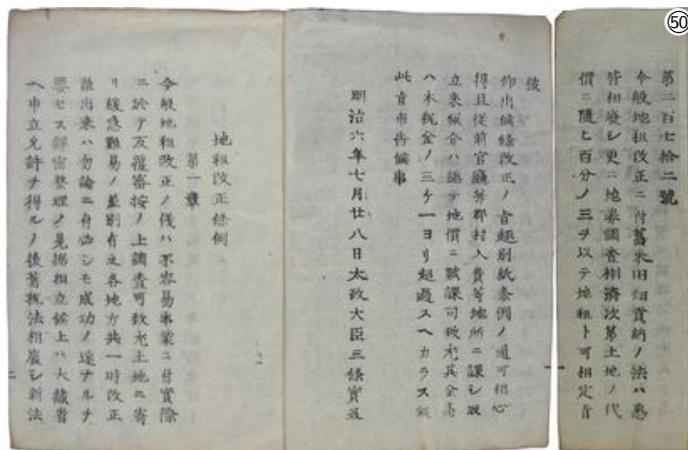
結局、この問題が解決されるのは、後の地租改正事業を待たなければならなかつた。

実際、地租改正以前の貢租関係資料を見ると、貢租の基本に古いものをそのまま残しつつも、制度の変革が部分的に始まつているのを窺うことができる。

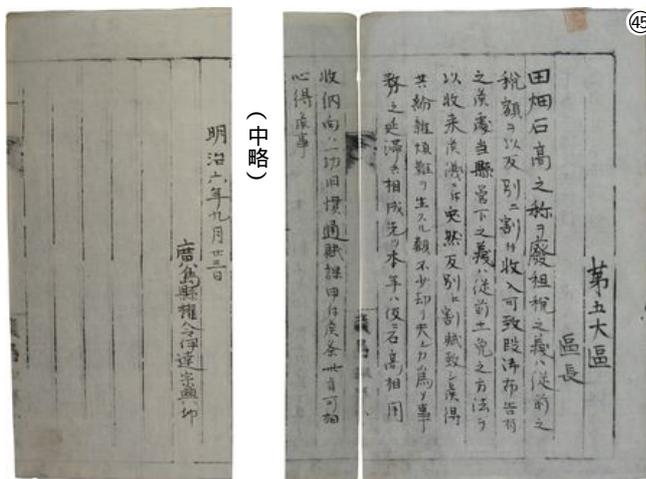
広島県(広島藩)の古い貢租制度では、村ごとに「免割帳」という帳簿が毎年作成されており、これによって、その村の貢租の額と種別が確定することになっていた。いま、明治四年(一八七二)から明治七年(一八七四)までの賀茂郡菅田村(東広島市黒瀬町)の免割帳(次頁写真(46)~(48))を見ると、貢租の中心部分は、一六九石七斗の石高(村高)に五つ四歩七厘(五割四分七厘)の率でかかる「物成」とその二%の「口米」を合わせた「定物成」となっている。これは、雑税である「七厘米」なども含め、藩政時代の制度と同じであつて、明治七年まで変わっていない。

しかし、一方で、吉歩米、種米利用、庄屋給など、廃藩置県後に廃止された雑負担もあり、藩政時代の複雑な租税体系の整理が始まつているのを知ることができる。

また、租税そのものではないが、免割帳の末尾部分の文言と作



地租改正條例 (芸北町役場文書 1538)



急に反別賦課にしたのでは紛らわしく煩雑であることを述べた県の通達。
(芸北町役場文書 1708)

成・署名者にも、変化が現れている。明治四年(一八七二)の免割帳は、末尾の部分で、「年貢米その他の賦課について村内の百姓へ読み聞かせ、納得の上、印を押させた」と述べており、藩政時代の村請制度と変わるところがない。署名捺印者にも庄屋以下の村役人に加え、村内の百姓二三名が名を連ねている。これは、翌五年(一八七三)も同様であって、庄屋が用係と名を変えてはいるが、やはり村民一七名が署名者となっている。ところが、明治六年(一八七三)になると、末尾文言は「右之通相違無之候也」と、そつけないものになり、作成者も戸長四名だけになっている(明治七年の作成者は戸長・副戸長各一名)。

ただし、このような変化は、多少の地域差もあつたよつで、たとえば、三谿郡矢井村の明治六年免割帳では、末尾で「惣百姓共江茂逐一申聞セ」と、旧来と同様の形を見せている。

地租改正 明治六年(一八七三)七月二十八日、太政官は「地租改正条例」を布告し、これにより、江戸時代以来の旧い租税制度を廃止して、統一的な土地租税制度の確立が宣言された(前頁写真④)。布告の要点は、土地に地価を定めてその三%を地租とし、官庁郡村入費(地方費)を一%とする点にあり、全国的に土地調査と地価算定という大きな事業が開始されることになった。

広島県では、地租改正条例の公布を受け、その二ヶ月後の明治六年九月に「告諭書」と「心得書」(次頁写真⑤⑥)を県内に布告した。「告諭書」は、政府が以前に作成していたもので、その内容は、政府とは何か、租税とは何か、といった点から説き起こす理論的・理念的なものである。曰く、政府とは「人民一統の好む所に随て規則を立、法令を布き、其好む所に目的を達せしむる為に設けたる役所」である。曰く、それらの役所が必要とする費用は「国内の人民一統の為に消費するものなれば、国内の人民一統に割合て出さねばならぬ」、一村・一郡も同じであり、「此割合金を名けて租税といふ」といった調子である。政府は、この「告諭書」を地租改正条例公布の際には公にせずいたが、後に公布するに至つたらしい。また、「心得書」では、土地の面積・地価・収穫量などを報告させる雛形も掲げられていたが、きわめて簡単なものであつた。実際、このあと事業に着手された形跡はなく、広島県では地租改正の具体的進展はしばらくなかつたらしい。

広島県での地租改正の具体的な動きは、これから約二年遅れて始まつている。明治八年(一八七五)六月二十日の布達(写真

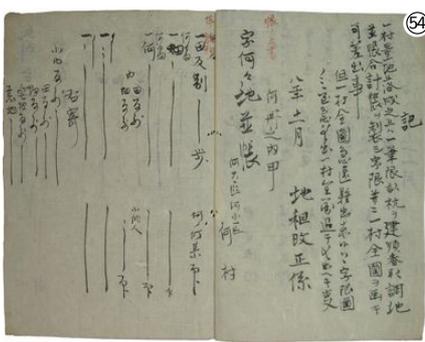


萩郡菅田村の免割帳(明治4~7年)(平賀家文書 445~448)

⑤3)は、「今般地租改正着手二付、別紙方法書式冊之通相心得各區実地丈量二可取掛」と述べ、土地の実地丈量を管内に命じた。

この後、翌九年(一八七六)にかけて、広島県内では土地の丈量が進み、各町村では、県の指示に従い、その結果を帳簿や絵図等の資料に作成していった。丈量された土地は、順次、その面積と図面が「野取帳」という名の帳面に記録され、一村の丈量が終わると、「地並帳」と「反別合計帳」、および村の「全図」を作成し提出することになっており(写真⑤4)。(それらは、県内各地の旧役場文書、あるいは戸長などを勤めた旧家の文書のなかに実例を見出すことができる(写真⑤5)~⑤7)。

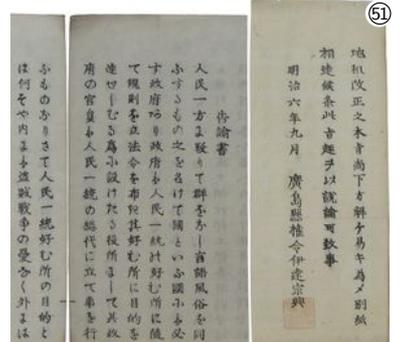
土地の丈量が順調に進むのを見届けつつ、広島県は、明治九(一八七六)年十月、「地等組立公議」と「村等通観公議」から成る「地等条例」を公布した(写真⑤8)。(丈量した土地に等級を付け、地価算定の基としてしようというのである。この条例に基づいて、各村では五〜一〇名の地等議員が選ばれ、以後、彼らの手によって収穫量を基準にした田畑の等級が決定されていったが、これらの地等組立に対し、県から内示された平均収穫量がかなり高めだったこともあって、地価の決定を見るまでは、なお紆余曲折があった。しかし、明治十二年(一八七九)以降、次第に地価は決定されていき、新しい地券(改正地券)が発行されると、古い壬申地券と交換されていくことになる。



土地丈量結果を提出すべき旨の指示。
(三吉家文書 1319)



地租改正につき心得書(芸北町役場文書 1538)



地租改正につき告示書(芸北町役場文書 1538)



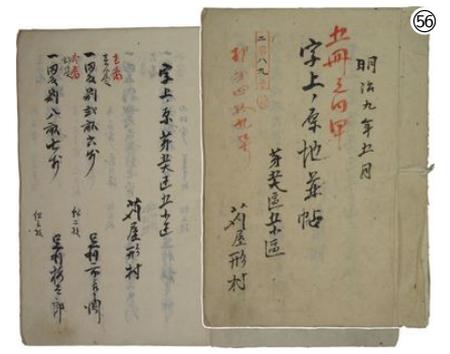
土地丈量の結果を記した野取帳
(米田家文書 1028)



地租改正規則(明治8年) (三吉家文書 1435)



地等条例(明治9年) (三吉家文書 167)



野取帳⑤6



地並帳⑤7と反別合計帳⑤7(芸北町役場文書 314・315)

平成21年度 収蔵文書展 明治初期の町村文書

発行 平成22年(2010)3月26日
 編集・発行 広島県立文書館(担当 長沢 洋)
 〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7-47
 TEL(082)245-8444 FAX(082)245-4541
 E-mail: monjokan@pref.hiroshima.lg.jp
 pd版製作 広島県立文書館(担当 長沢 洋)